

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 経済産業省																		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																			
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【現行制度(H28年度～)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">収入金額</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">税率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3%(0.9%)</td> <td>400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">1.9%(0.3%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.2%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">2.7%(0.5%)</td> </tr> <tr> <td>800万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">3.6%(0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電力システム改革の一環として、2016年4月から小売電気事業の全面自由化がなされたことを踏まえ、電気供給業の法人事業税については、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の事業と同様の課税方式へと変更する。その際、課税方式の変更のあり方については、電力市場における競争状況等を勘案する。</p>		課税標準	収入金額	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			所得割	付加価値割	資本割	税率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	1.9%(0.3%)	1.2%	0.5%	400万円超800万円以下の金額	2.7%(0.5%)	800万円超の金額	3.6%(0.7%)
課税標準	収入金額	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																		
		所得割	付加価値割	資本割																
税率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	1.9%(0.3%)	1.2%	0.5%															
		400万円超800万円以下の金額	2.7%(0.5%)																	
		800万円超の金額	3.6%(0.7%)																	
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7</p> <p>地方税法施行令 第22条</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条</p>																			
減収見込額	<p>[初年度] (-) [平年度] (-)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>																			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占並びに総括原価方式の下で行われるため、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気の料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができるため、事業者は担税力を有すること等を理由として、昭和24年から収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成26年6月11日関連法案成立）、2016年4月1日より、小売電気事業の全面自由化等が実施され、一般送配電事業を除き、上述の地域独占並びに総括原価方式に基づく規制料金は原則として廃止され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれることとなった。したがって、電気供給の対価たる電気料金は、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様、規制官庁による認可料金から、市場競争を通じて消費者が受け入れる料金へと変容することとなることから、電気事業者は営利企業として、競争力ある価格設定と原価低減とを行い、もって利潤最大化（所得の最大化）を図ることとなるため、上述の事業規模に対する所得の過少性や法人事業税の回収確実性等の制度創設時に前提としていた環境は抜本的に変化している。</p> <p>以上のとおり、他の一般の事業と同様の競争環境に置かれることとなった電気供給業にあって、なお従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置することは、事業間の課税の公平性・平等性を損なうものであると共に、他の一般の事業からの参入障壁になりかねず、自由化の進展を阻害する要因になる恐れがある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上述のとおり、電気供給業も他の一般の事業と同様の競争環境に置かれている点を踏まえれば、実態に沿った課税条件を整備し、当該他の事業との間で、税制面でのイコールフットイングを図っていくことが必要である。</p>																			
ページ		2—1																		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に鑑み、電力市場における競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税条件を措置することを通じ、課税の公平性並びに競争環境の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	主として、小売電気事業者及び発電事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気供給業）に対する「課税の不公平」を是正するものである。加えて、事業間の税負担の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・ 変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・ 電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・ 軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、電力市場における競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税条件を措置することを通じ、当該他の一般の事業と税制面でのイコールフットイングを図っていく本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 59 年より継続的に要望